

# 空き家対策"新"支援制度

ぜひご活用ください！

## もしもの時に備えて、親族におうちの未来を託しましょう

### 民事信託制度への周知協力

WEBページ



委託者(財産を保有する人)と受託者(信頼できる親族など)が信託契約を結び、財産管理を託すことができる制度です。お家が空き家になる前に管理を親族などに託すことで、空き家の発生を未然に防止できます。

対象：民事信託制度をご利用いただいた方

特典：4万円の謝礼金



## お隣さんの空き家・空き地を利活用し、土地の価値を向上させましょう

### 隣地買取促進

空き家や空き地はお隣さんでないと利活用が難しいケースが多いです。未接道による再建築不可の問題の解決や土地の形を綺麗に整えることで、土地の価値の向上を図ることができます。



対象：所有地に隣接する空き家・空き地を購入いただいた方

特典：4万円の謝礼金

## 感謝の気持ちを込めて、空き家を綺麗にしましょう

### 空き家の残置物撤去・清掃支援



対象：空き家・空き地バンクに登録された物件内の残置物の撤去・清掃を専門業者により実施された方(所有者または購入者どちらでも)

特典：4万円の奨励金

[お願い] X等のSNSによる発信・PRにご協力いただいた方が対象となり、対象者数に限りがございます。

[注意事項] 一般社団法人燕三条空き家活用プロジェクトからのお支払いとなります。

[お申し込み先]

三条市 空き家相談窓口 TEL:0256-34-5435 / MAIL:kankyo@city.sanjo.niigata.jp

燕三条空き家活用プロジェクト MAIL:vh.worker@gmail.com